

○財務省告示第八十四号  
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、  
平成二十四年二月二十四日に発行した利付国債の  
発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十四年三月八日

財務大臣 安住 淳

一 名称及び記 号	二 発行の根拠 の法律及びそ の条項	三 振替法の適 用等	四 発行方法	五 募入決定の 方法
利付国庫債券（十年）（第二百九十回、第二百九十一回、第二百九十五回、第三百回、第三百一回、第三百十一回及び第三百十六回）及び利付国庫債券（二十年）（第五十五回、第五十七回、第五十八回、第六十回、第六十一回、第六十八回、第七十回、第七十四回、第八十七回及び第八十八回） 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号） 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次				

六 発行額

七 払込金額

八 最低額面金額

九 振替単位の

十 発行額  
十一 発行価格

十二 利率  
十三 経過払込み

割り当て額 二千九百八十四億円

(別表のとおり)

三千七百七十九万四六千円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。平成十四年二月二十四日

平成十四年二月二十四日

発行対象国債ごとの金額

発行につぎ、次の算式により算出した金額

$$1 + \frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{\left( \frac{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$

(一) 別表のとおり)

は、募入決定の通知を受けた者

は、払込金額に追加、次の算式により規定する。期日に払い込

の利率の前十総行、

額面債金の債利率の

の額面債金の債利率の

の額面債金の債利率の

の額面債金の債利率の

の額面債金の債利率の

(二) 発行時において、その利子

十四

利

子

十五  
十六  
十七

十八

償還金の期限  
償還金の額  
入札の基  
準とする  
各発行の  
象債の  
利回り  
元利金の支  
払場所

に係る所得が源泉徴収されるものにつ  
も記載し、又は記載の金額に  
記載した金額から当該金額に  
出た金額を乗じた額を算分  
の二乗した金額を乗じた額を  
当該債発行時に又は外国  
である者が非居住者又は  
に算出された金額に  
居住者又は外国人  
住所又は国籍  
を控除する  
第十号に規定する  
発行対象債の  
と、各支払期にお  
算式により算出  
う。ただし、支払  
日に支払うべき  
日に支払うべき  
す。この場合、規  
各発行対象債の額面金額×  
100×  
1  
2  
（別表のとおり）  
額面金額と  
平成二十四年  
二月十日付  
日本銀行の  
日平均値

十九 入札参加 財務大臣から通知を受けた者

二十 払込期日 平成二十四年二月二十四日  
 (別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	発行額 (額面金額)
利付国庫債券 (第十回)	一・四%	平成三十年三月二十日	八百八十二億円
利付国庫債券 (第十回)	一・三%	平成三十年三月二十日	七十三億円
利付国庫債券 (第十回)	一・五%	平成三十年三月二十日	十一億円
利付国庫債券 (第十回)	一・五%	平成三十年三月二十一日	百億円
利付国庫債券 (第十回)	一・三%	平成三十年三月二十二日	二百六十億円
利付国庫債券 (第十回)	〇・八%	平成三十年三月二十二日	九百一億円
利付国庫債券 (第十回)	一・一%	平成三十年三月二十三日	四十億円
利付国庫債券 (第十回)	二・〇%	平成三十年三月二十四日	二十九億円
利付国庫債券 (第十回)	一・九%	平成三十年三月二十四日	五百一十一億円

（利付国庫債券） （第二十八回）	（利付国庫債券） （第二十七回）	（利付国庫債券） （第二十四回）	（利付国庫債券） （第二十七回）	（利付国庫債券） （第二十八回）	（利付国庫債券） （第二十一回）	（利付国庫債券） （第二十回）	（利付国庫債券） （第十八回）
二・三%	二・二%	二・一%	二・四%	二・二%	一・〇%	一・四%	一・九%
日年平 六成 三月二十八	日年平 三成 三月二十八	十年平 日十成 二月十六	日年平 六成 三月二十六	日年平 三成 三月二十六	日年平 三成 三月二十五	十年平 日十成 二月十四	日年平 九成 三月二十四
一億円	円二百十五億	二十億円	二億円	四十九億円	円百五十二億	九十七億円	一億円